

# 国民年金のお知らせ

## 年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やそのほかの所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。  
なお、支給要件に該当しない場合は支給されません。

### 支給要件

つぎの支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

1. 65歳以上<sup>※1</sup>で、老齢基礎年金<sup>※2</sup>を受けている
2. 請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
3. 前年の年金収入金額<sup>※3</sup>とそのほかの所得の合計がつぎのとおりである

#### 昭和31年4月2日以後生まれの方

老齢年金生活者支援給付金：809,000円以下

補足的老齢年金生活者支援給付金：809,000円を超える909,000円以下

#### 昭和31年4月1日以前生まれの方

老齢年金生活者支援給付金：806,700円以下

補足的老齢年金生活者支援給付金：806,700円を超える906,700円以下

※1 請求書は、65歳になる誕生日の前日以降にご提出ください

※2 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、そのほかの老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります

※3 障害年金・遺族年金などの非課税収入は含まれません

### 給付額について

#### ●老齢年金生活者支援給付金

保険料納付済期間などに応じて算出されます。

5,450円×保険料納付済期間<sup>※1</sup>÷480月<sup>※2</sup>×調整支給率<sup>※3</sup>

そのほか、保険料免除期間に応じて加算があります。

※1 給付額の算出の基となった保険料納付済期間や保険料免除期間は、お手持ちの年金証書や支給額変更通知書などで確認できます

※2 昭和16年4月1日以前に生まれた方は、生年月日に応じて480月を短縮します

※3 昭和31年4月2日以後生まれの方

909,000円-前年の年金収入金額とその他の所得の合計) ÷ 100,000円

昭和31年4月1日以前生まれの方

906,700円-前年の年金収入金額とその他の所得の合計) ÷ 100,000円

お問い合わせ先：町民課 戸籍年金係 ☎47-4681

函館年金事務所 ☎0138-31-9086(お客様相談室)